

(案)

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務
受託事業者共通募集要領

平成30年10月12日

吹田市教育委員会地域教育部放課後子ども育成課

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務 受託事業者共通募集要領

1 趣旨

この要領は、本市において、保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした留守家庭児童育成室事業を運営する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するのにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称及び業務実施場所

①	名称：吹田市立東留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市幸町20番1号（吹田市立吹田東小学校内）
②	名称：吹田市立吹六留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市南清和園町43番1号（吹田市立吹田第六小学校内）
③	名称：吹田市立豊一留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市江坂町1丁目15番42号（吹田市立豊津第一小学校内）

※上記の①から③までは個別の業務である。

※ 複数の業務に1事業者が応募することは可能であるが、一部の業務しか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することはできない。

※ 応募に際しては、応募する留守家庭児童育成室を事前連絡のうえ必ず見学し、各留守家庭児童育成室の児童数や運営育成室数等の状況を把握しておくこと。

(2) 規模

現時点の運営予定室数（小学校の普通教室相当）は下記のとおり。

なお、入室児童数に応じて、育成室数は変動する場合がある。

① 吹田市立東留守家庭児童育成室運営業務 2室予定

② 吹田市立吹六留守家庭児童育成室運営業務 2室予定

③ 吹田市立豊一留守家庭児童育成室運営業務 6室予定

(3) 契約期間

平成31年2月1日（予定）から平成34年3月31日まで

(4) 業務内容

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務共通仕様書（平成30年10月12日付け、以下「仕様書」という。）による。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を行うものとする。）

3 業務準備期間及び契約の締結

(1) 委託契約予定事業者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は委託業務開始日までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、指導員確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うものとする。なお、準備期間に要する費用は選定事業者の負担とする。

(2) 契約は、委託業務開始当初の入室児童数見込及び運営すべき育成室数を委託業務開始日の2か月前までに確定させ、平成31年2月中旬までに締結する。

(3) 引継ぎ保育

委託事業者決定後、事業者は当該留守家庭児童育成室において、市と協議のうえ引継ぎ保育を実施する。

仕様書に定める引継ぎ保育の内容に留意し、4月からの運営業務開始に支障を来たさない

よう万全を期すこと。

なお、引継ぎ保育に要する市の負担は本要領の 5（3）の額を上限とする

（4）契約の保証

委託契約の締結にあたっては、吹田市財務規則第 113 条及び第 114 条第 3 号の規定に基づき、契約締結日までに、委託料の年額相当額の 100 分の 5 以上の契約保証金の納付又は履行保証保険証券の提出が必要となる。ただし、同規則第 113 条第 3 項の規定に該当するときは申請により契約保証金を減額し、同規則第 115 条第 9 号の規定に該当すると認められるときは契約保証金を免除する。

4 参加（応募）資格要件

次の（1）から（4）の全ての要件を満たしていること。

（1）事業者の要件

ア 法人であること。

イ 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。

（2）次のいずれかの事業の運営実績を有すること

ア 児童の保育又は教育の分野に係る事業

（保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、等）

イ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業

（児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業、等）

ウ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業

（青少年活動団体、等）

（3）打ち合わせ、緊急体制

法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打ち合わせや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

（4）その他

ア 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

ウ 過去 5 年間に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。

エ 吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続を行っている法人でないこと。

キ 吹田市不当要求行為等に関する要領に規定する不当要求行為等を行ったことがないこと。

※上記の項目については、業務受託後も遵守すること。

5 委託料（見積上限額）

（1）基本となる委託料の上限額

委託料の上限額は、各業務につき次のとおりとする。

※引継ぎ保育に係る委託料については（3）を参照のこと。

ア 平成 31 年度当初、運営すべき育成室数が 2 室運営を予定する業務

①「吹田市立東留守家庭児童育成室運営業務」 50,040,000 円（非課税）

②「吹田市立吹六留守家庭児童育成室運営業務」50,040,000円（非課税）

<内訳> 平成31年度 16,680,000円

平成32年度 16,680,000円

平成33年度 16,680,000円

合計 50,040,000円

イ 平成31年度当初、運営すべき育成室数が6室運営を予定するもの

③「吹田市立豊一留守家庭児童育成室運営業務」150,120,000円（非課税）

<内訳> 平成31年度 50,040,000円

平成32年度 50,040,000円

平成33年度 50,040,000円

合計 150,120,000円

※非課税

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号による。

(2) 個別の支援を要する障がい児を受け入れる場合に加算する1名あたりの上限額

3,330,000円（非課税）／年間（12月分として）

基本となる委託料に加算するものとする。

(3) 引継ぎ保育に係る委託料の上限額

引継ぎ保育に係る委託料の市負担分の上限額については次のとおりとする。

ア 平成31年度当初、運営すべき育成室数が2室運営を予定する業務

①「吹田市立東留守家庭児童育成室運営業務」320,000円（非課税）

②「吹田市立吹六留守家庭児童育成室運営業務」320,000円（非課税）

イ 平成31年度当初、運営すべき育成室数が6室運営を予定するもの

③「吹田市立豊一留守家庭児童育成室運営業務」960,000円（非課税）

(4) 委託料の決定

ア 提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積もりを徴取し契約を締結する。

イ 個別の支援を要する障がい児の受け入れにより、業務量の増大が認められる場合は、本要領の5(2)に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積もりを徴取して契約を締結する。

ウ 平成31年度当初以降において、運営すべき育成室数ないし個別の支援を要する障がい児を有する児童が増減する場合は、協議し、都度変更契約を締結する。

(5) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、月払いとする。

受託者は当月分をその月末以降に請求し、市は請求日から30日以内に支払うものとする。

(6) 引継ぎ保育委託料の決定

引継ぎ保育に係る委託料は、提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積もりを徴取して決定する。この際、留守家庭児童育成室運営業務と一括して契約を締結することを妨げないものとする。

6 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【一次審査用】」（別紙）を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計が6.5点以上の採点を獲得した応募者を一次審査通過事業者とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【二次審査用】」を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計が6.5点以上かつ出席委員の配点合計の平均が6.5点以上の採点を獲得しており、かつ評価項目2『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び7『指導員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けておらず、その他の評価項目においては、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない応募者の内、出席委員の採点合計が最上位の事業者を最優秀提案者として選定する。

最上位の事業者が2者以上あるときは（同点の場合）、当該事業者の内、一次審査における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

(3) 選定事業者の決定

市は選定等委員会の審査・評価の結果を踏まえて、選定事業者を市長が決定する。

(4) 募集業務ごとの応募者が1者の場合の取扱い

募集業務ごとの応募者が1者のみの場合も、一次審査及び二次審査を実施する。

7 審査における着眼点

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- (1) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、市民へのサービスの向上、児童の豊かな放課後活動に資すると認められること。
- (2) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、業務委託仕様書の内容を的確に反映していると認められること。
- (3) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、児童の安全が十分確保されており、緊急時の対策も万全と認められること。
- (4) 受託業務の遂行に係る「収支計画書」の内容が、効率的な支出で、充実した事業運営が実施できると認められること。
- (5) 運営体制や指導員の配置が安定的であり、円滑かつ確実に業務を遂行できものであると認められること。
- (6) 事業者の経営能力が優れており、事業実績が豊富で、財政的にも良好であり、業務を安定して遂行できると認められること。

8 応募に必要な提出書類

- (1) 吹田市立留守家庭児童育成室運営事業者申込書・・・・・・・・ 様式第1号
 - (2) 申立書（参加資格関係）・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第2号
 - (3) 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第3号
 - (4) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第4号
- ※本要領の5（1）により、応募する業務の上限額に応じて作成のこと。
- (5) 事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類（最新のもの）
 - (6) 事業者の前年度の収支計算書、貸借対照表等の書類
 - (7) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類（最新のもの）
 - (8) 事業者の事業運営実績（事業所名、所在地、事業期間、事業内容、等）を一覧にした書類
 - (9) 質問票・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第5号

※様式第1号～第5号については、別紙等の他の様式は認めない。

※（５）と（６）の各正本については、代表者名で原本証明を行うこと。

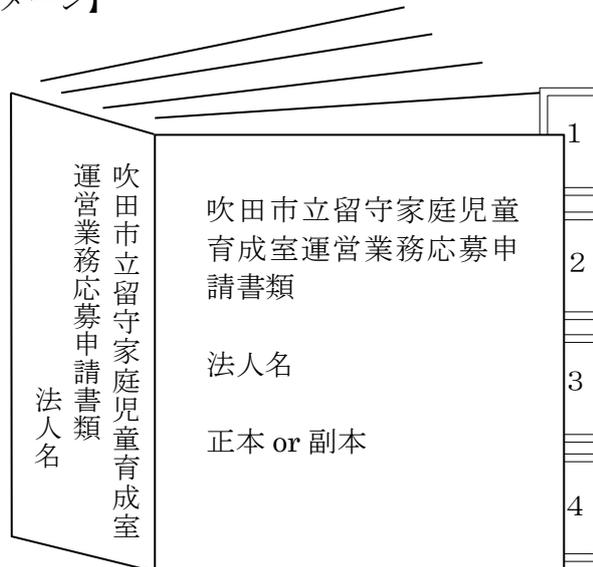
※質問票（様式第５号）は、質問のある場合のみ、平成３０年１１月６日（火）までに提出のこと。ファクシミリ可、電子メール可。

F A X 06 - 6368 - 7349 電子メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

9 提出に当たっての留意点

- (1) 提出書類は下記の要領で作成すること。
 - ア A4 縦型リングファイル（２穴）に左綴じとする。
 - イ ファイルの表紙及び背表紙に「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務応募申請書類」「法人名」「正本又は副本（表紙のみ）」を記載する。
 - ウ 各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に８（１）～（８）の該当書類番号を記したインデックスを付ける。
 - エ 提出部数は、１０部（正本１部、副本９部）とする。ア～ウの要領でそれぞれ製本し、リングファイル１０冊の状態にして提出する。
 - オ 副本は、正本（原本証明部分を含む）の写しとする。
- (2) 複数の業務に応募する場合は、応募する業務ごとに書類を提出する。
- (3) 必要書類が不備の場合は、申込みを受付けない。
- (4) 質問票を除き、電子メールやファクシミリ、磁気媒体による提出はできない。
- (5) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とする。
- (8) 提出された書類は、審査・事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。
- (9) 申請受付後に申請を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

【製本イメージ】



10 応募期間等

(1) 募集要領等の公表・配布

公表：平成３０年１０月１６日（火）から平成３０年１１月１５日（木）まで
（*市ホームページ掲載による）

配布：平成３０年１０月１６日（火）から平成３０年１１月１５日（木）まで

（市役所放課後子ども育成課にて配布。ただし、土日祝日を除く、午前９時から午後５時

30分まで ※市ホームページからのプリントアウト可)

※[トップページ→部課組織一覧→地域教育部→放課後子ども育成課→新着情報]

又は[トップページ→事業者向け→「契約・入札」欄のプロポーザル案件情報]

(2) 申込書類提出期間、場所

平成30年11月1日(木)から平成30年11月15日(木)まで

吹田市役所(阪急吹田駅すぐ)放課後子ども育成課(低層棟2階212番窓口)へ持参
ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

(3) 質問票受付・回答

受付:平成30年11月6日(火)まで

回答:平成30年11月13日(火) 市ホームページにて公表

1.1 一次審査(書類審査)

(1) 日時

平成30年12月2日(日)

※応募事業者の出席は不要。

(2) 審査結果通知

平成30年12月5日(水)までに、全応募者へ書面を発送する。

1.2 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1) 日時

平成30年12月9日(日)

※時間は、一次審査通過事業者へ書面で個別に案内する。

※応募状況により、別日への変更を依頼する場合がある。

(2) 場所

吹田市役所 低層棟3階 研修室

(3) 時間

プレゼンテーション及びヒアリング…30分程度

※1事業者が複数の業務に応募した場合は異なる。

(4) 説明者

応募事業者の代表者又は代理人2人以内

(5) その他

PCやプロジェクタ等、機器を使用する場合は事前に市へ相談すること。

1.3 選定結果の通知

(1) 全ての応募事業者に文書にて選定結果を通知する(平成30年12月14日(金)予定)。

(2) 選定事業者(最優秀提案者)以外の応募事業者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、選定されなかった理由の説明を市に求めることができる。

1.4 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」、地域教育部放課後子ども育成課及び市民部市民総務室(行政資料閲覧コーナー)において、閲覧に供する方法により選定結果を公表する。

公表の内容は次のとおり。

- (1) 選定事業者名(最優秀提案者名)並びに契約金額と評価点
- (2) 評価項目・審査基準・配点
- (3) 選定等委員会委員の役職名

(4) 選定等委員会の会議録の概要

1.5 欠格事項

応募事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、受託事業者の決定後であっても、その決定を取り消す場合がある。

- (1) 選定等委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- (6) 指定した日時の二次審査に不参加の場合
- (7) 市が提示する委託料（見積上限額）を超える見積もりを提出した場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

1.6 問合せ先

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成課

住所 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話 06 - 6384 - 1599（直通） F A X 06 - 6368 - 7349

電子メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

吹田市立留守家庭児童育成室運営事業者申込書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者名

印

連絡先（電話）

（担当者 _____）

吹田市立留守家庭児童育成室の運営事業者として、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 業務の名称

業務の名称 吹田市立_____留守家庭児童育成室運営業務委託
(下線部に留守家庭児童育成室名を記入)

2 提出書類

- (1) 申込資格に関する申立書（様式第 2 号）
- (2) 事業実施計画書（様式第 3 号）
- (3) 収支計画書（様式第 4 号）
- (4) 事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類
- (5) 事業者の前年度の収支計算書、貸借対照表等の書類
- (6) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (7) 事業者の事業実績を一覧にした書類
- (8) 質問票（様式第 5 号）※質問のない場合は提出不要

(提出書類に☑を記入)

申 立 書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者名

印

連絡先（電話）

（担当者 _____）

吹田市立留守家庭児童育成室運營業務受託事業者の申し込みにあたり、下記のとおり申し立てます。

記

- （1）国税及び地方税等をいずれも滞納していません。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定には該当しません。
- （3）過去5年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）等その他労働関係法令には違反をしていません。
- （4）吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていません。
- （5）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていません。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しません。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続を行っている法人ではありません。
- （7）吹田市不当要求行為等に関する要領に規定する不当要求行為等を行ったことはありません。

（該当項目に☑を記入）

7 守秘義務、個人情報の取扱いについて

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

8 職員体制について

(1) 確保方法、配置計画など

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(2) 交代要員等バックアップ体制について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

収 支 計 画 書

事業者名 _____

次の条件により積算してください。

条件：本要領の5（1）により、応募する業務に応じて作成のこと。

平成31年4月から平成34年3月まで、3年間36か月分として。

[収 入]

費 目		金 額	備 考
収 入	委 託 料	円	

[支 出]

費 目		金 額	積算内容・備考
支 出	人 件 費	円	
	消 耗 品 等	円	
	諸 経 費	円	
	事 務 経 費	円	
	その他 ()	円	
	計	円	

※記載された金額を実際にお支払いするものではありません。

収 支 計 画 書 (引継ぎ保育)

事業者名 _____

次の条件により積算してください。

条件：本要領の3（3）及び5（3）により、引継ぎ保育について作成のこと。

[収 入]

費 目		金 額	備 考
収 入	委託料 (引継ぎ保育)	円	

[支 出]

費 目		金 額	積算内容・備考
支 出	人件費	円	
	その他 ()	円	
	その他 ()	円	
	計	円	

質 問 票

事業者名		
質問者	担当者	
	連絡先	
質問事項		

別紙

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準

1 【一次審査用】

評価項目	審査基準	配点
1 応募動機について	○動機について ○福祉の向上及び増進を見据えたものか	5
2 法人の経営基盤・活動実績・理念などについて	○長期間、安定した事業運営が継続できる財政基盤であること。 ○児童の福祉や教育に関する理解や取組み姿勢 ○活動実績の状況	5
3 留守家庭児童育成室の運営方針について	【児童の健全育成に対する取組みや方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか ○堅実性や継続性が高いか ○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか ○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	15
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について ○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か ○保護者支援の姿勢	10
	【学校との連携】 ○学校との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	5
4 支援を要する児童の受入について	○障がい児に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援などの対応が可能か	10
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	10
6 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか ○安全に対する意識や取組み姿勢が十分か	10
7 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	5
8 職員体制について	○ <u>集団保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか</u>	5
	○安定して継続的に配置できるか	5
	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	5
	○職員の質の向上に努めているか	5
9 収支計画書について	○事業費の積算が合理的か ○事業費の配分が適切か ○充実した事業運営が実施できると認められるか	5
合計		100

2 【二次審査用】

評価項目	審査基準	配点
1 応募動機や法人の理念、経営基盤などについて	○動機について	5
	○児童の福祉や教育に関する理解や取組み姿勢、活動実績	
2 留守家庭児童育成室の運営方針について	○長期間、安定した事業運営が継続できる財政基盤であること。	5
	【児童の健全育成に対する取組みや方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか ○堅実性や継続性が高いか ○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか ○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	20
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について ○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か ○保護者支援の姿勢	10
	【学校との連携】 ○学校との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	5
3 支援を要する児童の受入について	○障がい児に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援などの対応が可能か	10
4 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	10
5 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか ○安全に対する意識や取組み姿勢が十分か	5
6 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	5
7 職員体制について	○集団保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか	10
	○安定して継続的に配置できるか	5
	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	5
	○職員の質の向上に努めているか	5
合計		100

3 採点の基準

審査基準ごとに、次の通り 5 段階評価して採点し、合計点数を求める。

～ 5 段階評価～

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 特に優れている | 配点の 5 分の 5 |
| (2) 優れている | 配点の 5 分の 4 |
| (3) ふつう | 配点の 5 分の 3 |
| (4) やや劣っている | 配点の 5 分の 2 |
| (5) 劣っている | 配点の 5 分の 1 |

4 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第 3 号）をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【一次審査用】」（別紙）を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計が 6.5 点以上 の採点を獲得した応募者を一次審査通過事業者とする。

5 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【二次審査用】」を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計が 6.5 点以上かつ出席委員の配点合計の平均が 6.5 点以上 の採点を獲得しており、かつ評価項目 2 『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び 7 『指導員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けておらず、その他の評価項目においては、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない応募者の内、出席委員の採点合計が最上位の事業者を最優秀提案者として選定する。

最上位の事業者が 2 者以上あるときは（同点の場合）、当該事業者の内、一次審査における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。